

一般社団法人 SCM共同ネット研究会 代表理事 滝沢保男
〒105-0023 東京都港区芝浦1-13-10 第三東運ビル8F
TEL : 03-5419-8239 FAX : 03-3455-7023 URL : http://www.scm-net.jp

案件対応が多いのですが、今後は倉庫案件など多方面にあたる案件の集約を行い、活性化を狙っていきます。まずは当面は10期末での加盟会員数100社に向けて、弊会としての在り方、支援体制を構築します。

理事会・事業戦略会議開催

6月17日に行われた同会議。理事・監事6名が集まった。9期の総括及び10期に向けての方針が話し合われた。冒頭滝沢理事長より「コロナ危機で3ヶ月動きがなかなか取れなかった。各企業内で業績が落ちている部分の懸念は大きい、今後のサプライチェーンの変化を捉えて、より良い情報発信に向けてさらなる整備を進めたい」と話があった。次に滝沢専務理事より新会員の報告があり「この3ヶ月の間で新たに5社、新規入会をいただいた。引き続き前向きな人脈形成を念頭に、弊会の一層の拡大を図りたい」と語った。そのほか、熊井理事よりSCM情報ネットワークセンターの現状についての報告、他各理事より現状のSCM内における次世代研究会の報告や今後の活動についての話があった。

また、今回の主な議題として挙げたのがアフターコロナに関する事。具体的な終息が未だ見えぬ中、今後の企業経営の課題や働き方など支援できる内容や提案がないか、議論を行なった。次回開催は9月9日予定。



理事会の様様

せる会社が増えてきました。ただ、新型コロナウイルス感染症対策を怠り、漫然と従業員を出社させて従業員が新型コロナウイルスに感染すると従業員から安全配慮義務に関する責任を追及されてしまうかもしれません。

一般社団法人SCM共同ネット研究会（滝沢保男理事長）は、第9期の異業種共同ネットの組織活動を開始し、1年が経過、第10期を迎えた。

「人と人、企業と企業の架け橋に」「共同・三方良」をコンセプトに掲げ、物流をベースに、企業間及び人の関係性の構築を支援、提案を行っている。現在では業界の枠を越え異業種との連携で独自のヒューマンネットワークを構築し、51企業に加盟いただいている。

次世代共同物流事業、ICLT事業、物販サービス事業、相談サービス事業、イベント広報事業サービスの5つの事業を通じ、会員企業支援活動（ビジネスマッチング、販路拡大等）や企業間同士での共同での営業の形を形成している。

（本部事務局）

〈6月本部活動〉

- ・11日／関東異業種交流会議開催
- ・17日／理事会・事業戦略会議開催
- ・24日／総合次世代研究会開催

〈7月本部活動予定〉

- ・16日／交流会予定

第10期に向けて

5月末での緊急事態宣言解除と共に少しずつですが、弊会としての活動を再開しています。現状まだ油断できない状況なのは連日の報道や感染者グラフから見て取れます。うまくこの新しい生活に順応するにはどうしたらいいのか。まだまだ模索や試す期間が続くように感じています。

ヒアリングも兼ねて会員企業様をはじめ、多くの企業様にお話を伺ってきました。業界別でそれぞれ対応は異なりま

すが、オンラインでのミーティングを推奨する声をとでも多くいただきました。

4月には先月号でも紹介させていただきましたが、若手部会（30代を中心とした経営者及び担当者）でテスト的にオンラインミーティングを実施しました。引き続き、三密を避けた行動が必要とされる中で状況に応じてオンラインでのミーティングも今後必要となることから、弊会としてもオンラインでのセミナー開催など対面での商談や提案も行いつつ使い分けのような形で取り組んでいきたいと考えています。延期となっていた会議やセミナーも順次再開していく予定であります。

また、前期に運用の始まったSCM情報ネットワークセンターに関しても活動拡大に向けて会員企業間でのコミュニケーション拡大を図っていかうと考えています。現状案件数は月に平均すると100件。運用当初から比べると順調に伸びてきています。現状は運送

専門家に問う！

相談サービス事業部によるQ&Aコーナー。33回目は佐藤・西浦・西中山法律事務所の西中山竜太郎弁護士に新

型新型コロナウイルス感染症対策と安全配慮義務について聞いた。

Q：新型コロナウイルス感染症対策に関するアドバイスをください。

A：緊急事態宣言が解除されて、徐々に通常の勤務に戻し、従業員を出社さ

そこで、今回は、新型コロナウイルス感染症対策と会社の安全配慮義務についてお話しさせていただきます。

会社は、雇用契約上の義務として、従業員が就労するに際し、従業員の生命、身体の安全に配慮する義務（安全配慮義務）を負っています。一般的に安全配慮義務が問題となるのは業務上の事故が生じた場合ですが、実は新型コロナウイルス感染症を含む感染症と

の関係でも安全配慮義務の履行が求められます。

安全配慮義務を履行するという観点から、どのような新型コロナウイルス感染症対策をすればよいのかということについては、厚生労働省や経団連などから新型コロナウイルス感染症対策に関する要領やガイドラインが複数出されていますので、具体的な対応策についてはそちらをご参照いただければ

と思いますが、ポイントとなるのは、三密の防止、換気、消毒、体調管理などです。

健康で、（法的にも）安全に事業を行っていくためにこの機会に新型コロナウイルス感染症対策をきちんと検討しましょう。



西中山竜太郎弁護士

SCM 会員紹介(その 90) TRYJIN 株式会社

弊社は、2015年「本気でTRYする事を応援する会社」として創業しました。

創業当初は、仕事をしながら、本気でアスリートを目指す方々を対象にした人材派遣、人材紹介を行い、弊社が受ける手数料の一部を、アスリートを目指す上で必要な物資などで還元することで応援をして参りました。また、求人検索媒体indeedの代理店として企業様の採用活動の促進をし、クライアント様の採用活動の総合コンサルタントとして事業を行わせていただきました。その中でもここ数年は14の国・地域から世界に羽ばたく人材の受け入れを行うと共に、企業様の海外進出のサポートなど、国際化目まぐるしい現代においてグローバルな視点で事業の展開に取り組んでおります。ごく一部ではありますが、海外人材の受け入れ、採用には様々な「在留資格」が存在し、それぞれの目的や制限等があります。下記、簡単に特徴をご紹介できればと思います。

【在留資格：技能実習】

現在日本にいる技能実習生の数はおよそ30万人を超えているとされています。技能実習生は、日本と提携のある14か国から、日本で修得した技能等を母国に持ち帰ることで経済発展に役立てていただく国際貢献を主な目的としています。技能実習生の在留資格は『技能実習1号』『技能実習2号』『技能実習3号』に分けられ、在留期間は通算で最長5年です。

【在留資格：特定技能】

特定技能とは、2019年4月より導入された新しい在留資格です。日本国内において人手不足が深刻化する14の業種で、外国人の就労が解禁されました。14業種の仕事は単純労働を含むことから、これまでは外国人の雇用が難しい状況でした。しかし、これらの業種においても、少子高齢化の影響は非常に深刻で、国内では十分な人材が確保できないということから、外国人の就労を認める在留資格の創設が検討される

ことになりました。

特定技能と技能実習は、目的や認められる活動が全く異なる在留資格だと言っても過言ではありません。上記2つの在留資格はごく一部であり、このほか様々な資格がございます。是非、お問い合わせいただければ、その中から最善な案を出させていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



TRYJIN株式会社

〒154-0012
東京都世田谷区駒沢4-18-19
Komazawa Park Side 229 3階
TEL：03-6885-2574
FAX：03-4330-1267
URL: <https://tryjin-corp.com/>

誕生日別、7月のビジネス運勢

1月生まれ	2月生まれ	3月生まれ	4月生まれ
勢いがあり、やりたいことを実行に移す時期。	目先の決断に対して慎重になるべき時期。	周囲からのサポートが期待できる月。	志を語り、強いつながりを作るべき時期。
5月生まれ	6月生まれ	7月生まれ	8月生まれ
周りの力を上手く借り、見方を作るべき時期。	しっかり計画し、スケジュールを見直す時期。	視野が広がり、新たな関係が期待できる時期。	メリハリを重視し、オンオフを切り分ける時期。
9月生まれ	10月生まれ	11月生まれ	12月生まれ
今後の方針のためのヒントを集める時期。	計画通りにいかない、臨機応変が必要な時期。	思考が内向きになりやすい時期、整理が必要。	先手で動く時期、良い意味での充電期間。